

任意後見制度の概要

1. 任意後見制度とは

任意後見制度とは、「認知症などで自分の判断能力が低下してしまったときの場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度」のことを言います。

そして、この契約のことを「**任意後見契約**」といいます。

2. 任意後見の特徴

任意後見は、任意後見契約の内容をすべて自分で決めることができるため、**自己決定の尊重を最も具現化**した制度とされています。

任意後見制度は、1999年の民法改正等により成年後見制度が制定されたとき、同時に、新たに創設されました。（翌2000年に施行。）

法定後見は、制度を利用する段階において、既に判断能力が低下している人を対象とする事後的措置としての制度です。

他方、任意後見は、まだ判断能力が低下していないときから、判断能力が低下した時のことを想定して、あらかじめ準備をしておく事前的措置としての制度であるといえます。

任意後見は主に、**任意後見契約に関する法律**（任意後見契約法）によって規定されています。

3. 任意後見契約とは

任意後見契約とは、「自分の判断能力がまだ十分あるうちに、将来、認知症などで自分の判断能力が低下した場合に備えて、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように、あらかじめ信頼できる人に依頼しておく契約」のことを言います。

より厳密に言うと、任意後見契約とは「委任者（自分）が、受任者（信頼できる人）に対し、精神上的障がいにより判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を委託する委任契約」のことです。

任意後見制度では、委任者と受任者が必ずこの任意後見契約を結ぶことになっています。

4. 契約の当事者（本人と任意後見受任者）

任意後見における契約の当事者は、委任者と受任者の2者です。

任意後見契約の**委任者**とは、将来、自分の判断能力が低下したときに後見の事務を行ってもらうように受任者に依頼する人のことです。

委任者は契約締結後、**本人**と呼ばれます。

また**受任者**とは、委任者からの依頼を受けて、任意後見が開始された後に**任意後見人**として後見の事務を行う人のことです。

受任者は、任意後見契約を結んでから**任意後見が開始されるまでは任意後見受任者**と呼ばれ、**任意後見が開始された後は任意後見人**と呼ばれます。

5. 委任の内容

任意後見契約は**委任契約**の一種です。

委任の内容は、後見の事務（**本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務**）です。

契約により、この事務を行うための**代理権**を任意後見人に付与することができます。

委任事項としては、原則として法律行為に限定され、事実行為（本人の世話や介護など）は含まれません。

6. 契約の発効条件

任意後見契約は、契約を結んだ時点では、その効力は生じません。

本人（委任者）が、精神上的の障害により判断能力が不十分になり、申立権者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、家庭裁判所により**任意後見監督人選任の審判がなされた時から、契約の効力が生じて、任意後見**が開始されます。

7. 契約の方式と登記

任意後見契約は、公証人に依頼して、**公正証書**として契約書を作成する必要があります。

契約が締結されると、公証人が東京法務局に対して、任意後見契約締結の登記の囑託を行い、任意後見契約が**登記**されます。